

～あなたの声を大切にします～

10月19日 ～25日は 「秋の 行政相談週間」 です

照会先 市民課 ☎23-6706

皆さんは、毎日の暮らしの中で、国や独立行政法人・特殊法人の仕事について、処理が間違っている、遅い、こうしてほしいなどといった苦情や要望をお持ちになったことはありませんか？
総務省では、こうした役所の仕事についての苦情、要望などを受け付け、その解決や実現を促進する行政相談を行っており、総務大臣から行政相談委員を委嘱されている皆さんが行政相談所を開設しています。
10月19日(月)～25日(日)は、この制度を皆さんによく知っていただき、もっと利用していただくための行政相談週間です。
市では次のとおり、行政相談委員による特別相談所が開設されますので、日常利用することが多い身近な国などの窓口や施設についてお気づきの点がありましたら、遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

総務省岐阜行政評価事務所では、いつでも行政相談に応じています。また、インターネットのホームページ、Eメールによる受け付けも行っています。

◎行政苦情 110 番をご利用ください

☎0570-090-110 ☎058-248-6755

◎Eメールでも相談できます

✉gifu30@soumu.go.jp

◎ホームページで紹介しています

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>

照会先 総務省岐阜行政評価事務所
岐阜市金竜町5-13 (岐阜合同庁舎内)

関市の行政相談委員

- ▽中島 綾子さん (平和通1)
- ▽長尾 始さん (上之保)
- ▽野村 茂さん (洞戸)
- ▽長屋 正幸さん (板取)
- ▽橋本 裕臣さん (下之保)
- ▽土屋 洋さん (上之保)
- ▽東海 宗活さん (武芸川)

- 【特別相談】
関市民健康福祉フェスティバルで特別相談を行います。
- ◆日時 10月18日(日) 午前10時～正午
- ◆場所 関市文化会館・大ホールロビー
- ※定例相談については、広報せきの毎月15日号に、翌月の相談日を掲載しています。

裁判所の調停で、 あなたのトラブルを 話し合って、解決しませんか！

—気軽に裁判所の窓口でご相談ください—



◆あなたのトラブルは何ですか？

- ①土地・建物・部屋のもめごと ②交通事故 ③近隣とのもめごと ④建築紛争
- ⑤パワハラ・セクハラ など (民事調停の対象)
- ⑥サラ金の返済に困っている ⑦事業者立ち直りのために など (特定調停の対象)
- ⑧夫婦関係 (離婚・円満) ⑨親権・面接交渉 ⑩財産分与・年金分割 ⑪相続 (遺産)
- ⑫認知・親子関係 ⑬慰謝料など (家事調停の対象)

◆◆調停のメリットは

- ①自分でできる・手続きも簡単 ②手数料が安い ③迅速な解決が図れる
- ④相手と直接交渉はしなくてもよい ⑤非公開なのでプライバシーが守られる
- ⑥合意内容は裁判の判決と同じ効力

照会先 ・民事調停 岐阜地方裁判所 ☎(058)262-5286 ・家事調停 岐阜家庭裁判所 ☎(058)262-5346
〒500-8710 岐阜市美江寺町2-4-1